

「神奈川県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

1 改正の理由

近年、全国各地で屋外広告物の落下等の事故が発生しており、本県では平成 29 年に屋外広告物条例施行規則を改正し、継続許可申請の際に点検報告書の提出を求めているが、屋外広告物の安全対策のさらなる推進を図るため、より効率的で実効性の高い安全点検が実施できるよう、有資格者による点検が必要な広告物、資格要件、点検報告書の添付書類及び点検項目の見直しを行う。

2 改正内容

① 有資格者による点検が必要な広告物の見直し

広告物のうち、建築物の壁面に直接表示（ペイント）するものは、剥がれなど容易に点検できるため、有資格者による点検の対象から除外する。

② 資格要件の見直し

建築士（一級・二級）及び広告物等の点検に関する講習会の修了者（屋外広告物点検技能講習修了者）についても、屋外広告物の点検を行うための知識・技術を有していると認められるため、新たに点検資格に加える。

	広告物の種類	資格
現行	<ul style="list-style-type: none">・ 広告塔・ 広告板・ アーケードに設置するもの・ 案内板・ アーチ・ 広告幕のうち表示面が固定されているもの	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外広告士・ 屋外広告物講習会修了者・ 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者・ 知事がこれらと同等以上の知識を有すると認定した者
改正後	<ul style="list-style-type: none">・ 広告塔・ 広告板（<u>建築物の壁面に直接表示するものを除く。</u>）・ アーケードに設置するもの・ 案内板・ アーチ・ 広告幕のうち表示面が固定されているもの	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外広告士・ 屋外広告物講習会修了者・ 広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者、職業訓練を修了した者・ 知事がこれらと同等以上の知識を有すると認定した者・ <u>建築士（一級・二級）</u>・ <u>広告物等の点検に関する講習会の修了者</u>

③ 点検報告書の添付書類の見直し

資格者による点検が行われているかの確認を徹底するため、これまで任意で提出を求めていた「資格等を有することを証する書類の写し」を必須書類として新たに規定する。

④ 点検項目の見直し

点検のポイントをより具体的に示すため、平成 29 年 7 月に国土交通省から示された「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」に合わせて、点検報告書の点検項目を現行の 5 項目から 17 項目に細分化する。

現行	1 接合部、支持部分等の変形・腐食 2 主要部材の変形・腐食 3 ボルト・ビス等の緩み・劣化 4 表示面の汚染・退色・剥離 5 表示面の破損	
改正後	点検箇所	点検項目
	基礎部・ 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
		2 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
		3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
	支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
		2 鉄骨接合部（ボルト・ナット・ビス）の緩み、欠落
	取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
		2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
		3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
	広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
		2 側板、表示面板押えの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
		3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
	照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
		3 周辺機器の劣化、破損
	その他	1 附属部材（装飾・振れ止め棒・鳥よけ・その他附属品）の腐食、破損
		2 避雷針の腐食、損傷
3 その他点検した事項（ ）		

3 スケジュール

令和 3 年 12 月 24 日～令和 4 年 1 月 23 日 パブリックコメントの実施（意見なし）

令和 4 年 3 月 15 日 公布

令和 4 年 9 月 1 日 施行